

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について

概要

平成23年に発生した東日本大震災では給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、交通手段が寸断されたことにより、一時的な危険物の貯蔵・取扱いなど平常とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

これらの経験を踏まえ、震災時等において必要となる危険物の貯蔵・取扱いについて、速やかな承認手続により迅速な災害復旧を図ることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等のガイドライン」を定めました。



被災地で実際に行われていた事例

- ・ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- ・危険物を収納する設備からの抜取り
- ・移動タンク貯蔵所等による給油・注油
- ・救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵

仮貯蔵・仮取扱いとは

指定数量（例：ガソリン 200 リットル）以上の危険物を、消防法により許可された場所（危険物施設）以外で貯蔵・取扱いすることは禁止されていますが、消防長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱いが可能となります。

震災時等の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等において臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について、事前に予防課予防係と協議したうえで事前計画書を作成し提出（正副2部）しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等によることができます。

書式等について

- 危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書（WORD・PDF）
- 震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例（WORD・PDF）
- 震災時等におけるガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱上の留意事項（PDF）

上記の書式は、当消防本部ホームページ【試験・届出・講習】→【危険物関係】にてダウンロードできますので、ご利用下さい。

手続きフロー

